

農林水産商工常任委員会提出資料

(平成28年6月15日)

項目	ページ
1 指定生乳生産者団体制度の概要について 【畜産課】	1
2 指定生乳生産者団体制度の見直しを巡る状況と経過について 【畜産課】	2

農林水産部

指定生乳生産者団体制度の概要について

平成28年6月15日
畜産課

1 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、全国10団体が指定生乳生産者団体（以下、指定団体）として指定されている。

2 指定団体の役割

① 乳業メーカーとの対等な価格交渉

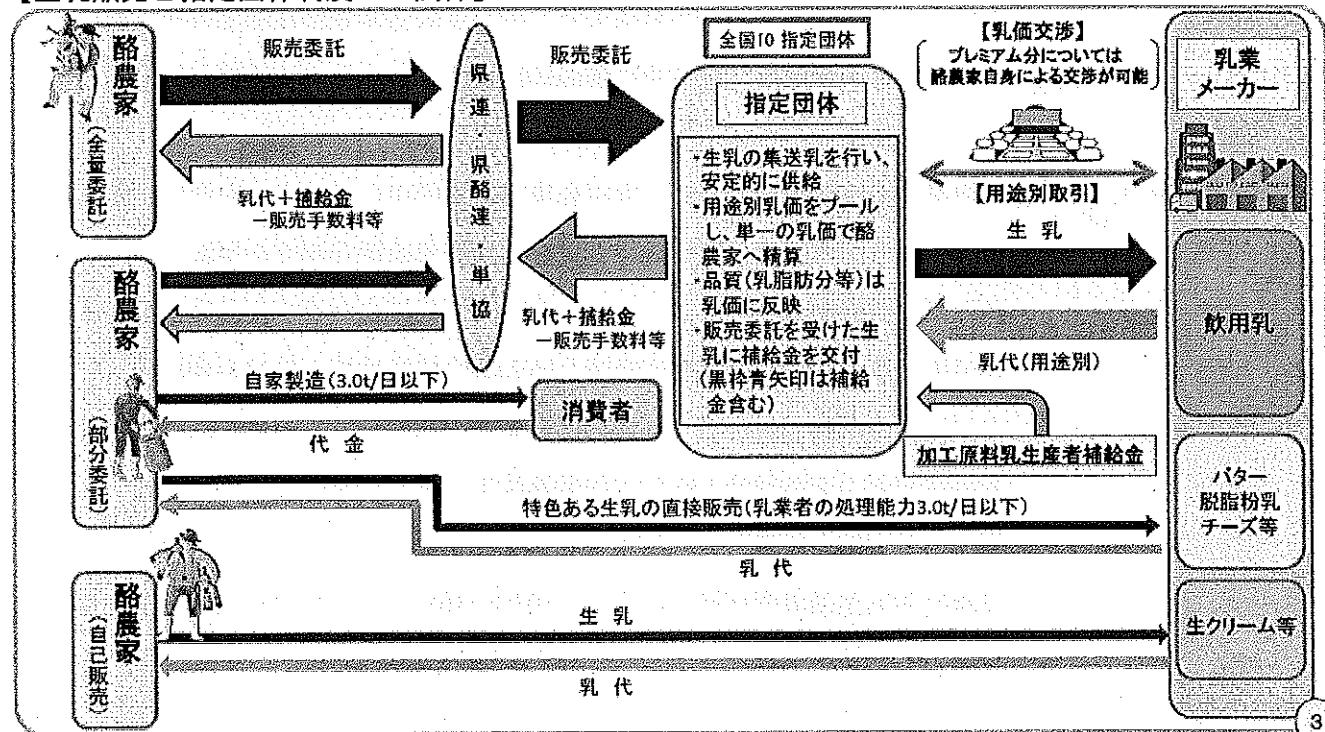
- ・生乳（毎日生産され腐敗しやすく貯蔵性がない）は短時間で乳業メーカーに引き取ってもらう必要があるため、酪農家が価格交渉上不利な立場に置かれる傾向。このため指定団体が多くの酪農家から生乳の販売委託を受けることで乳業メーカーとの対等な価格交渉を行う。

② 液状で輸送コストがかさむ生乳をまとめて効率的に輸送し、輸送コスト削減

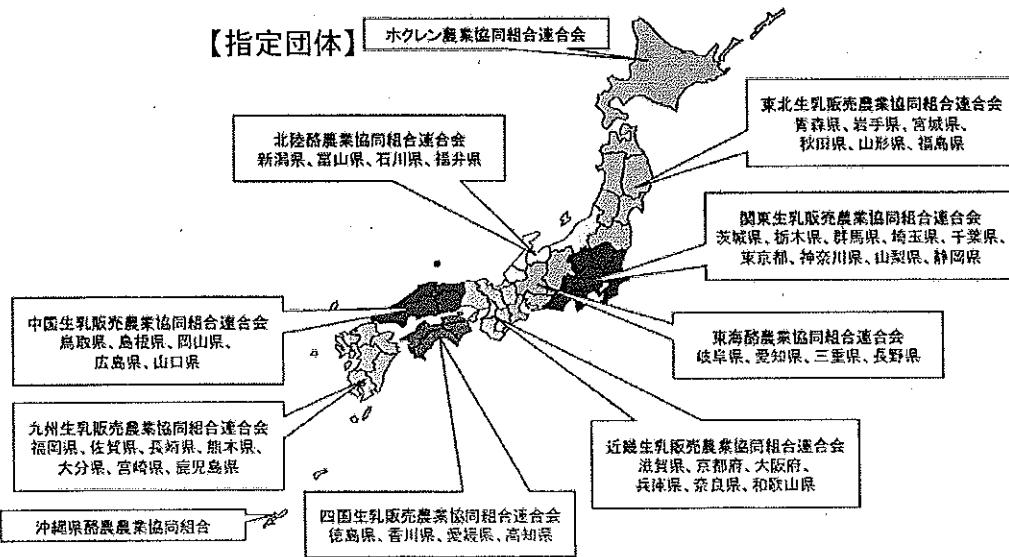
③ 価格の高い飲用乳と加工原料乳の需給調整などによる安定供給

- ・天候や景気の変動による生乳の生産過剰等の需給変動に対応
- ・広域的販売ルートにより生乳の販売先を調整し、生乳を廃棄することなく販売

【生乳販売と指定団体制度との関係】



- ・指定団体は、酪農家からの委託を受けて乳業メーカーと用途別に乳価交渉を実施。乳業メーカーからの乳代をプールし、酪農家に出荷量及び品質に応じて加工原料乳生産者補給金とともに支払い。
- ・指定団体への販売委託によらない生乳の販売や加工も行われている。



指定生乳生産者団体制度の見直しを巡る状況と経過について

平成28年6月15日
畜 产 課

内閣府の規制改革会議が提言した指定生乳生産者団体制度の見直しに関する現在までの状況と経過を以下のとおり報告します。

年月日	概要
H28. 3.31	<ul style="list-style-type: none"> ・規制改革会議農業ワーキンググループが指定生乳生産者団体の廃止を提言
4. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道（ホクレン、JA北海道中央会等団体）が森山農水大臣に指定生乳生産者団体制度維持を要請
4. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・JA全中（会長等）が森山農水大臣に指定生乳生産者団体制度維持を要請
4. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・森山農林水産大臣は「指定団体機能が損なわれないように慎重に対応していくたい」と発言
4. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県農業協同組合中央会・大山乳業農業協同組合が平井鳥取県知事宛に指定生乳生産者団体制度の機能維持と総合的な酪農政策の確立を要請
4. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県農業協同組合中央会・大山乳業農業協同組合が斎木鳥取県議会議長に指定生乳生産者団体制度の機能維持と総合的な酪農政策の確立を要請 ・大山乳業農業協同組合が「鳥取県の畜産業の発展を考える会」に指定生乳生産者団体制度の機能維持と総合的な酪農政策の確立を要請
5. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・規制改革会議が総理大臣に答申 「指定生乳生産者団体制度の是非・現行の補給金の交付対象のあり方を含め、抜本的改革について、平成28年秋までに結論を得る」 ・JA全中がコメント 「指定生乳生産者団体制度は、酪農家の経営の安定や所得向上を支え、消費者に牛乳・乳製品を安定供給する機能を有しています。28年秋に向けた検討にあたっては、こうした指定生乳生産者団体制度の機能に基づき、真に酪農家の所得向上と酪農生産の拡大に向けて十分な議論が尽くされるよう切に願います。」
5. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・中国地方知事が「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく「指定生乳生産者団体制度」のあり方の検討にあたっては、生産者の価格交渉力を高め、集送乳の合理化や需給調整による生乳の安定供給を図るという本制度が有する機能に配慮すること。」という共同アピールを採択（6月中旬国要望予定）
6. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・規制改革実施計画を閣議決定
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・県として指定生乳生産者団体制度の機能維持について国に要望予定

鳥取県知事

平井 伸治 様

指定生乳生産者団体制度の機能維持と
総合的な酪農政策の確立に関する要請

指定生乳生産者団体制度は、地域で生産された生乳の一元的な集荷と複数の乳業者に対する多元的な販売により乳業者に対する生産者の価格交渉力を高め、集送乳の合理化、合理的な価格形成や需給調整を行うことにより、国内生乳生産の確保と酪農経営の安定に寄与しており、酪農政策の根幹をなすものであります。

本県における酪農経営は、高齢化や後継者不足に加え、生産コストの高止まり、将来不安により生産基盤の縮小に歯止めがかからず、T P P協定によりさらに危機感を増すなか、地域の関係者が一体となって生産基盤の回復に全力を挙げて取り組んでいるところであります。

指定生乳生産者団体制度の機能を活かしつつ、生産・加工・流通を通じた整合性ある酪農政策を講じることにより生乳需給の変化に対応した、酪農生産基盤を確保し、競争力ある持続可能な酪農経営を実現する必要があり、国への強力な働きかけを要請致します。

記

1. 生乳の特性や生産現場の実態をふまえ、生乳需給の安定と生産基盤の強化に資するため、指定生乳生産者団体制度の機能を維持すること。
2. 生乳需給の変化に対応し、酪農生産基盤の着実な回復と酪農経営の競争力強化をはかるため、生産基盤強化をはじめとする酪農対策を拡充・強化すること。

以 上

平成28年4月19日

鳥取県農業協同組合中央会

会長 高見 俊雄



大山乳業農業協同組合

代表理事組合長 福田 信一郎

